民訴２９－３８　肢１

第１．肢の結論

誤っている

第２．裁判上の自白が成立する事実の範囲

１．問題の所在

売買契約に基づく代金請求訴訟において，原告が売買契約を書証として提出し，被告が当該売買契約書が真正に成立したことを認める陳述をした。この場合，裁判所は，売買契約書が真正に成立しなかったと判断することはできるか。前提として，裁判上の自白が成立する場合，立証不要効（１７９条）のみならず，私的自治を尊重する趣旨から，審判排除効が生じる（弁論主義第２テーゼ)。もっとも，裁判上の自白の成立する事実の範囲が明らかでないため問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

裁判上の自白が生じる事実の範囲は，権利の発生，変更，消滅などを直接基礎づける主張事実を指す。本件の契約書の成立を認める事実は，書証の形式的証拠力（証拠価値）を基礎づける事実であり，主張事実ではない（いわゆる補助事実)。

したがって，裁判上の自白が生じず，審判排除効はない。よって，裁判所は，自由な心証（２４７条）に基づいて，契約書が真正に成立しなかったと判断できる。

よって，判断できないとする肢は誤りとなる。

（２）理由

確かに，１７９条には，「事実」とのみ書いてある。本件，売買契約書の成立を当事者が認めたのも「事実」ではある。

そこで，裁判所の自白による，審判排除効により当事者の主張に裁判所が拘束されるとも思える。しかし，不当である。仮に，自白の範囲の成立範囲が，広すぎると，当事者の訴訟活動が委縮する恐れがある。また，自由な心証が過度に阻害される恐れがあるからである。そこで，当事者の柔軟な活動を認め，手続保障を図れるようにするために，裁判上の自白の成立範囲を限定する必要がある。

１７９条で立証不要効を認めた法の趣旨は，訴訟経済のもと重要な事実について私的自治を尊重したものである。したがって，裁判上の自白の範囲は，主張事実に限られると解するのが相当である。

よって，改めて，２（１）の結論に示した通り，本件の場合，裁判所は，自由心証に基づき，契約書が真正に成立しなかったとも判断できる。

以上